

「人権教育推進講座」の受講生を募集します

黒潮町では、「人権文化豊かなまちづくり」を推進するために、さまざまな取り組みが行われています。

そのひとつとして、今年度も「黒潮町人権教育推進講座」を開催します。

「差別のない明るい黒潮町をめざして地域ぐるみの人権教育を推進するために、人権教育の講座を計画的、系統的に実施し、人と人とのつながりを大切にできる、地域に根ざした指導者を育成する」とを目的として、5つの講座を10月から毎月1回（第2木曜日）の予定で、広く住民の方々から受講生を募集します。

●第4講座

「すべての人権課題」

*高齢者疑似体験 ほか

●第5講座

「いま、人権は…」

*これから、どう行動しなければならぬのか

【募集人員】 40人(限定)

【申込期日】 9月28日(金)

【会場予定】

●ふるさと総合センター(入野)

●黒潮町総合センター(佐賀)

これからもいろいろな「人権教育・人権啓発」の取り組みを計画していきますが、私たちが共に生きていくこの黒潮町を、すべての人の人権があたりまえに尊重される、真に「人権文化」に満ちあふれた町とするためにも、町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

人権教育推進講座の詳しい募集要項および受講の申し込みなどについては左記までご連絡ください。

○お申し込み・お問い合わせ

大方総合支所住民課 人権係

☎ 43-2800(直通)

教育委員会 佐賀生涯人権教育係

☎ 55-3190(直通)

*フィールドワーク ほか

●第3講座

「私たちの暮らしと人権」

●第2講座

「差別の現状について」

●第1講座

「人権・同和教育入門」

【講座内容】

●第1講座

「人権・同和教育入門」

●第2講座

「差別の現状について」

●第3講座

「私たちの暮らしと人権」

●第4講座

「すべての人権課題」

*高齢者疑似体験 ほか

●第5講座

「いま、人権は…」

*これから、どう行動しなければならぬのか

【募集人員】 40人(限定)

【申込期日】 9月28日(金)

【会場予定】

●ふるさと総合センター(入野)

●黒潮町総合センター(佐賀)

これからもいろいろな「人権教育・人権啓発」の取り組みを計画していきますが、私たちが共に生きていくこの黒潮町を、すべての人の人権があたりまえに尊重される、真に「人権文化」に満ちあふれた町とするためにも、町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

人権教育推進講座の詳しい募集要項および受講の申し込みなどについては左記までご連絡ください。

○お申し込み・お問い合わせ

大方総合支所住民課 人権係

☎ 43-2800(直通)

教育委員会 佐賀生涯人権教育係

☎ 55-3190(直通)

無料相談

ご存じですか 公正証書
「公正証書」10月1日～7日

公正証書とは、一言でいうと、不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり、遺言をされたりする際、法務大臣の任命する公証人に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書（公正証書）を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図ろうとする制度です。

そこで、公正証書の作成方法や利点について見てみましょう。

いつでも、どこでも、信用される、公正証書

公証役場は、法務大臣に任命された公証人が、その権限に基づいて公正証書を作成するところですが、次のような利点があります。

1、国の機関に準ずる公証人が作成する文書ですので、裁判その他の面で極めて強い証拠力が認められています。

2、公正証書の内容についての秘密は厳守され、原本は公証役場の書庫に厳重に保管されますから、紛失および改ざんの心配はありません。

3、金銭の支払契約で強制執行の条項を設けている場合には、その公正証書で相手の財産に対して強制執行をすることができ、つまり、相手が支払の約束に違反した場合に、訴訟を起こすことなく相手方の財産・不動産・給料など各種の財産を差し押さえ、債権を取り立てることができ、また、配当要求をすることもできます。

4、遺言公正証書には自筆遺言証書と違い、遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認を受けることなく直ちに不動産登記など、記載の内容を実現する効力があります。これにより、遺産分割に際して各相続人間の骨肉の争いを未然に防ぐことができます。

無料公正証相談

遺言・任意後見契約・離婚の際の養育料などの契約・賃貸借契約・売買契約などについての公正証書の作成などに関する無料公正証相談（電話相談を含みます）を開催します。

日時

10月6日(土) 7日(日)

●午前10時～正午まで

●午後1時～午後4時まで

場所

高知合同公証役場

高知市本町1-1-3

朝日生命高知本町ビル3階

(中央公園西、掘詰電停北)

*公正証相談は、土曜・日曜・祝日を除く毎日(ただし、正午から午後一時までの昼休みを除く)の平常の勤務においても無料で行っています。

○相談・お問い合わせ

☎ 088-823-8601

☎ 088-824-8427

☎ 088-872-4764

FAX 088-872-4736

FAX 088-822-3630